

監監第 808 号  
令和 7 年 12 月 25 日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

#### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 11 月 28 日に受け付けました住民監査請求（全 59 ページのもの）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、中田中央公園の指定管理に関して、「業務仕様書」及び「維持管理基本水準書」について繰り返し述べています。

また、「2025 年」の写真を添付し、「親水護岸が年間を通して、安全・快適に使えない状態になっているのは、年間を通していちども草刈りしていないからである。にもかかわらずみどり環境局は年間で決定している指定管理料を全額支払っている。これは不正・不当な公金の支出であると適示できる。」と記載しています。

しかし、請求人の主張についてはいずれも、これまでに、令和 7 年 3 月 31 日に受け付け、同年 5 月 29 日に結果を通知した住民監査請求の監査において確認したとおりであるため、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人が、過去に監査委員の合議により却下された住民監査請求と同様の事案について、同じ主張による請求を繰り返すことは、監査事務に多大な負担を与える行為となり、制度の  
(裏面あり)

濫用とみなされかねず、行政運営に著しい支障を及ぼす可能性があります。

また、過去の出来事など請求理由と無関係な記載、指定管理者を反社会的勢力と表現するなどの侮辱的な記載、排せつ物による比喩を交えた表現などにより横浜市職員や指定管理者作業員の業務・個人の容姿・人格等に対する差別的・侮蔑的・攻撃的な記載を含めることは、制度の趣旨に反するものです。

住民監査請求制度は、市の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、市民が監査委員に対し、その監査と損害の補填等の措置を請求する制度であり、指定管理者及び所管部署とのトラブルの解決を目的とするものではありません。請求人は、憶測に基づく個人を貶めるような表現を用いて監査委員や却下通知に対する主観的な評価・主張を繰り返していますが、監査委員の決定に不服がある場合には、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実について、通知があった日から30日以内に住民訴訟を提起することができます。